

議事日程 (第3号)

平成22年12月3日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 第48号議案 平成22年度中間市一般会計補正予算 (第3号)

日程第 3 第49号議案 平成22年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第3号)

日程第 4 第50号議案 平成22年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
2号)

日程第 5 第51号議案 平成22年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第
2号)

日程第 6 第52号議案 平成22年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
1号)

(日程第2～日程第6 質疑・委員会付託)

日程第 7 第57号議案 中間市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例
(日程第7 質疑・討論・採決)

日程第 8 第53号議案 中間市出張所設置条例の一部を改正する条例

日程第 9 第56号議案 中間市立学校施設使用条例の一部を改正する条例
(日程第8～日程第9 質疑・委員会付託)

日程第10 第58号議案 中間市農産物直売所設置及び管理に関する条例

日程第11 第59号議案 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例
(日程第10～日程第11 質疑・委員会付託)

日程第12 第60号議案 (仮称) 交流センター新築工事請負契約の変更について
(日程第12 質疑・委員会付託)

日程第13 第61号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第14 第62号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第15 第63号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第16 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(日程第13～日程第16 質疑・委員会付託)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番 中家多恵子君	2 番 藤本 利彦君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	17 番 片岡 誠二君
18 番 下川 俊秀君	

欠席議員（2名）

16 番 堀田 英雄君	19 番 米満 一彦君
-------------	-------------

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	成光 嘉明君
市民部長 ……………	白尾 啓介君	保健福祉部長 ………	藤井 紀生君
福祉事務所長 ………	溝口 悟君	建設産業部長 ………	三島 秀信君
教育部長 ……………	小島 一行君	上下水道局長 ………	永野 博之君
市立病院事務長 ……	行徳 幸弘君	消防長 ……………	一田 健二君
総務課長 ……………	柴田精一郎君		
総合まちづくり課長 ……………			松尾 壮吾君
財政課長 ……………	高橋 洋君	契約課長 ……………	五十田信行君
市民課長 ……………	矢野 良一君		
人権男女共同参画課長 ……………			松本 和幸君
こどもと福祉の課長 ……………			白橋 宏君
介護保険課長 ………	山本 信弘君	健康増進課長 ………	木森 光彦君
産業振興課長 ………	吉國 良一君	教育総務課長 ………	一田 和彦君
学校教育課長 ………	深見 卓矢君	生涯学習課長 ………	山崎 淳子君

下水道課長 …………… 中嶋 秀喜君

事務局出席職員職氏名

局長 植木 建一君

次長 小田 清人君

書記 岡 和訓君

書記 江上真由美君

一 般 質 問 (平成22年第4回中間市議会定例会)

平成22年12月3日

NO. 4

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
青 木 孝 子	介護保険制度について 国が推進してきた「介護給付適正化」の名のもとで、同居家族がいるという理由で食事支援などの「生活援助」などが利用できなくなるなど、サービスを制限する事態が生まれています。中間市の実態について伺います。	市 長
	少人数学級の早期実現について 学校では、いじめ、校内暴力、不登校、発達障害、学力・学習意欲の低下、教職員の多忙、健康破壊、精神疾患など、さまざまな困難な問題を抱えています。このような状況の中で、どの子にもわかる学習指導やどの子とも向き合える生活指導など、一人一人の子どもが大切にされる教育条件として、少人数学級は切実な課題です。 文部科学省は、2011年度から8年間で段階的に小中学校の少人数学級を実施することを発表しましたが、国の実施時期を待たずに、すべての学年で少人数化をすすめていくべきではありませんか。教育長の所見を伺います。	教育長
	小中学校教室の冷暖房設置について 「冬は手がかじかんで鉛筆が持てない。寒くて勉強に集中できない。」と子どもたちから暖房設置の要望が寄せられています。また、今年の夏は記録的な猛暑で、教室の中は35℃から40℃の暑さになり、熱中症を発症した子どもや汗をかいてアトピー性皮膚炎が悪化した子どももいます。何よりも授業に集中できず学力低下につながりかねません。 子どもたちの学習と健康を保障するうえで、教室の冷暖房設置は不可欠と思いますが、教育長の所見を伺います。	市 長 教育長
宮 下 寛	療育支援センター親子ひろばリンクについて 発達障害児における療育問題について伺います。	市 長
	隣保館及び人権のまちづくりセンターについて 事業内容について伺います。	
掛 田 るみ子	子宮頸がん・ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成について 子宮頸がん・ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチンは、近年、国の認可がおり予防接種が受けられるようになりました。しかし、接種料金が高価であることから経済的な理由で、接種を控える方もおられます。中間市民の元気を守る、ワクチン行政についての見解をお伺いします。	市 長
	子ども・若者総合サポートシステムの構築について 乳幼児から就労・自立に至るまでの切れ目なく、個人に応じた支援を受けられるようにするため、各関係機関の連携による支援体制の構築が必要と考えます。 教育委員会とこどもと福祉の課の連携はどのようにとられているかお伺いします。	市 長 教育長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 2 2 年 1 2 月 3 日

第 4 回 中 間 市 議 会 定 例 会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
第 4 8 号 議 案	平成 2 2 年度 中 間 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)	別 表 1
第 4 9 号 議 案	平成 2 2 年度 中 間 市 特 別 会 計 国 民 健 康 保 険 事 業 補 正 予 算 (第 3 号)	保 健 福 祉
第 5 0 号 議 案	平成 2 2 年度 中 間 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)	建 設 上 下 水 道
第 5 1 号 議 案	平成 2 2 年度 中 間 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)	保 健 福 祉
第 5 2 号 議 案	平成 2 2 年度 中 間 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)	保 健 福 祉
第 5 3 号 議 案	中 間 市 出 張 所 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	市 民 文 教
第 5 6 号 議 案	中 間 市 立 学 校 施 設 使 用 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例	市 民 文 教
第 5 8 号 議 案	中 間 市 農 産 物 直 売 所 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例	建 設 上 下 水 道
第 5 9 号 議 案	中 間 市 地 域 交 流 セ ン タ ー 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例	市 民 文 教
第 6 0 号 議 案	(仮 称) 交 流 セ ン タ ー 新 築 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て	建 設 上 下 水 道
第 6 1 号 議 案	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て	建 設 上 下 水 道
第 6 2 号 議 案	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て	市 民 文 教
第 6 3 号 議 案	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て	保 健 福 祉
第 6 4 号 議 案	公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て	保 健 福 祉

別 表 1

平成22年度中間市一般会計補正予算（第3号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正	各 委 員 会
第 3 条	第 2 表 地 方 債 補 正	総 務

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

歳 出

別	款 名	項 目	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 務
2	総 務 費	全 項（1項8目は建設上下水道、1項10目の一部は保健福祉、1項10目の一部・2項2目・3項1目の一部は市民文教）	総 務
3	民 生 費	全 項（1項1目・4目の一部、2項1目の一部・3目・4目の一部、3項1目は総務）	保 健 福 祉
4	衛 生 費	全 項（1項1目は総務、1項2目は保健福祉）	市 民 文 教
5	労 働 費	全 項	建設上下水道
6	農林水産業費	全 項（1項2目は総務）	建設上下水道
7	商 工 費	全 項（1項1目の一部は総務）	建設上下水道
8	土 木 費	全 項（1項1目、2項3目、4項1目・3目は総務）	建設上下水道
9	消 防 費	全 項	総 務
10	教 育 費	全 項（1項2目の一部・3目・4目、2項3目の一部、4項1目は総務）	市 民 文 教

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますのでご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、介護保険制度について伺います。介護保険制度が施行されて10年になりました。「介護を社会的に支える」ことを目的に発足しましたが、特別養護老人ホームなど、施設入所待機者は、全国で42万人に上り、厳しい介護認定審査で介護サービスを希望しながらサービスを受けられない高齢者は数え切れないほど多くいます。

さらに、保険料や利用料の1割負担が高齢者世帯の家計を圧迫しています。このように、介護保険制度は「保険あって介護なし」とも言うべきさまざまな問題を抱えています。また、介護事業所は人材不足と経営危機に陥り、介護労働者の労働条件も劣悪な状況に置かれたままです。

こうしたもとで、日本共産党国会議員団は、2010年4月から5月に「介護保険制度の見直しに向けてのアンケート調査」を実施しました。アンケートでは、「同居家族がいる」との理由で、家事援助などの訪問介護が打ち切られたとの悲痛な声が寄せられています。87歳のある女性は、「娘と同居になったとってヘルパーを切られたけど、実際は、ひとり暮らし同様の生活をしています。もっと高齢者に寄り添った介護を期待いたします」と訴えています。

このように、「介護給付適正化」の名のもとで、同居家族がいるという理由で生活援助が利用できなくなる事態が各地で生まれました。余りのひどさに厚生労働省は、2007年12月に、「同居家族がいる、いないのみを判断基準として一律に介護給付の可否を機械的に判断しないように」という通知を出しました。それでも改まらないため、その後、2回にわたって通知を出しています。

中間市においても、家族が同居しているという理由で介護サービスを制限するケースが生じているのではないかと危惧いたします。事業所や関係者に対し、どのように指導を行

っていますか。市長の所見をお伺いいたします。

次に、教育問題について2点伺います。

1点目は、少人数学級の早期実現について質問いたします。今、学校では、授業中に教室内をうろうろする子どもや教室を飛び出す子どもなど、さまざまな子どもたちがいます。また、授業中に興奮して友達に手を出し、けがをさせてしまう子どももいます。勉強についていけない子どもや児童虐待を受けている疑いのある子どもなど、特別なケアを必要とする子どもも増えております。

学習の面では、学級規模が小さくなれば、子ども一人一人の学習のつまづきを指導することができ、一人一人の授業中の発言の機会も多くなります。また、討論や実験などを通じて、今日求められている物事を深く理解するという学習を進める上でも少人数学級は欠かせない条件です。

30年前に定めた1学級40人は、もはや無理な制度となっています。少人数学級は、学校関係者や保護者が長く要求してきたものですが、文部科学省の意見募集でも80%以上の人が1学級を30人以下にするのが望ましいと言っています。こうした中、文部科学省は、2011年度から8年間で段階的に小中学校の1学級の児童生徒数の上限を、現在の40人から35人や30人に引き下げる計画案を決定いたしました。

計画案では、2011年度に小学校1年生と2年生を35人学級とし、12年度からは、毎年1学年ずつ35人学級を導入いたします。中学校では、14年度から毎年1学年ずつ35人学級にしていきます。2017年度から2018年度で、小学校1年生と2年生を30人学級にします。

現在、中間市では、小学校3年生まで35人学級を実施していますが、2011年度から小中学校すべての学年で少人数学級を実施してはいかがでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

2点目に、小中学校の教室の冷暖房設置について伺います。日本共産党が行った市民アンケートには、保護者の方から小中学校の教室に冷暖房設置を求める声がたくさん寄せられました。今年の夏は記録的に厳しい暑さで、教室の中では35度から40度の暑さになり、熱中症で倒れる子や汗をかいてアトピー性皮膚炎が悪化した子どももいます。何よりも授業に集中できず、学力低下になりかねません。

12月に入り、寒い冬の到来です。冬は手がかじかんで鉛筆が持てない、寒くて勉強に集中できない、教室を温かくしてほしいと子どもたちから声が上がっています。子どもたちの学習と健康を保障する上で、教室の冷暖房設置は不可欠と考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

これで1回目の質問終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

初めに、介護保険制度についてお答えをいたします。

まず、介護給付の適正化につきましては、この取り組みは機械的に給付を削減することを目的とするものではなく、不要、不適正なサービスが提供されていないか等の検証をあらゆる視点から行うことにより適正化を図るもので、その結果といたしまして、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適正な介護サービスを確保することによりまして、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて持続可能な介護保険制度の構築に資することを、その趣旨とするものでございます。

本市でも、国や県の指導を受けながらケアプランチェック等を実施しているところでございます。議員ご指摘の同居家族がいる場合の掃除や調理などの生活援助サービスの提供につきましては、同居のご家族が対応できることから、原則では認められませんが、同居のご家族が障害や疾病等をお持ちの場合等は、ケアマネジャーによる適切なケアプランに基づき、個々のご利用者の状況に応じて具体的に判断すべきものでありますので、給付適正化という観点から制限すべきものではないと考えております。

本市におきましても、同居家族の有無のみにより生活援助の提供の可否を判断することなく、居宅介護支援事業所から事前に相談があれば、その都度、個別の具体的事例ごとに判断いたしているところでございまして、各居宅介護支援事業所にも同居家族の有無のみにより生活援助の可否の判断をせずに保険者あてに照会するよう集団指導で周知いたしております。

次に、少人数学級早期実現、また学校等の冷暖房設置につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

少人数学級の早期実現についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、さまざまな困難な問題を抱えている学校現場においては、子どもと教師がもっと言葉を交わすことが大切でございます。そして、きめ細かな生徒指導、わかりやすい授業を進めるためには、少人数学級、学級規模の縮小が必要と考えているところでございます。

このこと、すなわち、一学級の定数を少なくすることについては、特に小学校低学年において、あるいは学校の実態に応じては、中・高学年や中学校におきましても教育的効果があると思われます。また、同時に、教師が子ども一人一人の声に耳を傾けるゆとりができ、教師と子ども・子ども同士の関係も密になり、いじめのない楽しい学級・学校づくりの土台ができやすくなると認識しているところでございます。

少人数学級編成自体は、県の「少人数学級編成研究指定校制度」や「学級編成の弾力的運用」を適用して実施することは可能で、実際に、現在でも市内小中学校6校で行っているところがございます。また、市の施策である35人学級対応教員の取り組みとして、底井野小学校に1名講師を配置しているところがございます。

ただ、文部科学省の8年間で段階的に行われる少人数学級事業に先駆け、市内全校全学年で実施することは、現在の財政状況を考えますと厳しい現状でございます。

現在、各小中学校では、地域の人材や特別非常勤講師等を活用したティームティーチングや習熟度別少人数授業等のきめ細かな授業を展開しているところがございます。

また、九州女子大学と連携した学習サポーター制度の導入により全小学校において、きめ細かな授業の実施や一人一人に対応した教育の充実を図っております。今年度は約200名のボランティア学生を小学校に配置しております。また、今年度は、中学校への学習サポーターの導入も実現しているところがございます。

さらに、市の特別支援教育支援員も、今年度1人増員され、全中学校と3小学校への配置となり、心身に障害のある児童生徒の支援に活用されています。このことは、周りの子どもたちへの支援にもつながっているところがございます。加えて、生徒指導支援員2名を中学校に配置し、さまざまな心の問題を持つ児童生徒に対し、心のケアを行っております。そのほか、スクールカウンセラーやスクールアドバイザーなどの活用も行っているところがございます。

このように、国の制度実施だけを待たずに、先ほど述べました35人学級対応教員の派遣を初めとして、学習サポーターや特別支援教育支援員、生徒指導支援員、ゲストティーチャーやスクールカウンセラー等の配置とともに、さらに教職員研修の一層の充実を図ることで、きめ細かな教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校教室の冷暖房設置についてお答えいたします。

明治31年に気象庁が統計を取り始めて以降、今年の夏は最も暑かったとの報道がありました。各小中学校においても7月に入ると、窓を全開したにもかかわらず30度を超す教室が相次ぎましたが、教室内で熱中症になった児童生徒はおりませんでした。学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、「教室の温度は、冬期18度から20度、夏期で25度から28度であることが望ましく、冬期で10度以下が継続する場合は、採暖等の処置が望ましい」とされておりますが、エアコンを市内の小中学校のすべての教室に設置するには、現在の教室数、373教室での試算で5億4,000万円程度の経費が必要となります。

議員ご承知のとおり、現在は、学校施設の耐震工事計画に基づき、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の皆様の応急避難場所としての役割を果たす学校施設の耐震化を最優先で実施しているところございまして、予算の確保が難しいというのが現状でございます。

教育委員会といたしましては、9月に入ってから、再度、保護者に対し、水筒の携帯や帽子の着用などの熱中症対策を文書で通知しております。

また、文部科学省から、今後の学校施設の整備充実を図る上での参考として活用する目的で、9月24日付で公立学校施設の空調設備設置状況等の調査がなされております。この調査において報告いたしました学校施設の空調設備設置状況でございますが、現在、市内の各小中学校に空調設備が設置されているところにつきましては、すべての学校のパソコン教室、保健室、事務室、職員室、校長室、図書室、または会議室には、いずれも設置が済んでおります。しかしながら、普通教室への空調設備は設置されておりません。また、近隣市におきましても、一部の市を除き、普通教室への冷房設備の設置は行われておりません。

現在、学校の施設は、耐震化、経年による老朽化、トイレ改修など、いろいろな課題を抱えております。基本的には、学校施設の耐震化が、先ほども述べましたように最優先ではないかと考えております。

今の状況で冷暖房化した場合、校舎の壁面に室外機が並ぶということになり、今後の耐震化工事に支障を来す恐れがあるということが考えられます。また、電気設備、いわゆるキュービクル設備でございますが、これの見直しも必要となってくるということでございまして、多くの課題があるように思われます。

さらに夏休みは、太平洋高気圧支配下での授業が暑熱により困難な状況となることから、その間を休業とするとされております。そして、夏休み中に期待される教育効果の主たるものは、普段学校では体験することのできないことへの児童生徒の教育の一環という意見もございます。

いずれにいたしましても、学校においては児童生徒の健康管理を図ることも教育上大切なことであります。今後は、国・県から補助の状況等を踏まえながら考えてまいりたいと思います。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

まず介護保険について再質問いたします。今、同居家族のいる場合には、十分家族環境を踏まえてしてるということでお聞きしましたけれども、具体的には、たしか同居家族のいる場合の介護サービスの考え方ということが、事業者、それから関係者に出されてると思いますが、簡単にその内容について伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

同居者がある場合は、生活支援の考え方についてのマニュアル等を作成して、事業者等

の会議なんかを持っております。その中で指導しております。

具体的には、利用者に同居家族がいるということだけで、一律的に機械的に生活援助ができないわけではありません。ご家族の状況等を確認した上で、担当の介護支援専門員に相談していただければ、生活に必要な家事の援助は可能であると定義されております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

何点か、具体的なことで質問いたします。同居家族がいる場合には、共有スペースは掃除等してはいけないということで、たしか出されてると思います。その中で、ある方から、自分の利用してる部屋の窓ガラスをふいてほしいと言われたんだけど、これはもうだめだと言われたというふうに聞いておりますが、その点はどんなふうになってますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。基本的に、先ほど部長が申しましたように、同居家族がおられる場合には算定には入らないと。ただし、どうしてもその家族が、そういう窓ふきとか、共有スペースについて支援できないという状況が確認できれば、算定の対象になるというふうに考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

確認です。その方は、窓ガラスを、常々、元気な当時はやってたんだけど、体が不自由になってできないということになってお願いしたということです。その場合は、大掃除でありませんでしていただいてもいいということなんですよ。はい。（「はい」の声あり）

それとあわせて、もう一つ、お花をその部屋に花瓶に生けてまして、そのお花の水かえとかいうのはどうなってますでしょうか。何ていう、規制の中で、花や木に水にやってはいけないという拡大解釈で、そういうことも含めてやってはいけないというふうに言われたと。これは中間市の事例ではないんですけれども、私は直接聞いてませんが、ほかのところでありましたので、その点について、2点、合わせてお願いします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

質問にお答えします。同居家族がおられる場合につきましては、花の水、花瓶に入れるということについては同居者の方ができると思います。考え方として、花瓶の水については算定の範囲には入らないというふうに思います。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

中間市の場合は、いろいろと考慮されてるというふうに、本当にうれしく思っております。というのは、よその自治体では、もう窓ふきもだめだ。花の水かえもだめだと、花瓶のですね。そういうことも出されてるということで、一般的にローカルルールなんていうものをつくってるということです。決してよそのそういう規制をするようなことのまねはしないようにぜひよろしくお願いいたします。

今回、私同居家族のことについて少しだけ触れましたけれども、私どもが市民アンケートをとりました中で、こういうのがありました。介護を受けたくても受けられないお年寄りを助けてください。こういう本当に切実な声がたくさん寄せられております。ということは、低所得者ほど重い費用負担に苦しみ必要な介護を受けられない。こういう方々が、そういうことを望んで、こう寄せられたと思いますので、私が常々言っております介護保険料の引き下げ、また保険料・利用料の減免制度を、よその自治体も多くやっておりますので、ぜひそういうことを実施するように望んでおきます。

次に、少人数学級について移ります。

今、小学校3年生まで、市長が子育て支援として3年生まで35人学級をということで実施しております。それで、来年から1、2年をするということで、国の方針出してますよね。となりますと、確認ですが、5年生まで35人学級ということで実施させるのは当然だと思いますが、その点について確認をいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは単純な考え方では（発言の声あり）いや、私もそんなふうに思っております、そしたらうちは今度5年まではできるんかと、これは要するに、国からの補助でそういうふうなことができるんかというそのことで考えておりました。

教育委員会等とも話をお聞きしたときに、それはちょっとできないということ、というのは、学級の人数が、3年、5年、また違ってまいりますので、私どもがこういうふうに書いておりますように、今のところは、1人ぐらい単費でしてる。今度、3年、5年をそういうふうなことにすれば、また人数が変わってくるということだったですね。これは私の説明ちょっと悪ければ、教育長のほうから説明をさせます。

○議長（井上 太一君）

いやいや、青木議員どうなんですか。教育長でいいの。

○議員（6番 青木 孝子君）

ちょっといいですけども、きちんと、もう少し数字的なものを。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（6番 青木 孝子君）

今のちょっと答弁、ちょっとあいまいでわからないんですが、具体的に、大体もう数字出てますのでね、今年度でわかると思いますが、どんなふうに教員の人たち増やさないといけないとかいうところを含めて、具体的によろしくお願いします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

今、現在1名の教員、講師を雇っておるところでございますけども、これは昨年の10月を基点にして、そして決めたわけでございます。ただ、その後、1月、2月ごろになると転出者等が出てきまして、随分変わってくる可能性が出てくる。昨年も、そういうふうな学校が出てきましたけども、財政上の問題で、5人も、6人も雇うことはできないと。

例えば、本年度は底井野小1校だったんです。支援員というより講師がですね、少人数で。それで、うまく1校だけでよかったねと。本当は、私は思ったわけです、人数がちょうどうまく35人学級が一つできたんですけども、その後、2月ごろになると転出者が出て、3校ほど増えたわけです。ただ、それについては、もういつを基点にして教育委員会としては少人数学級を決めるかということも随分悩んだところでございますが、10月に一度、県のほうから調査がありますので、それを基点にしないと、もう後は、また2月になって何クラスも出てくるということになるとできないなという、財政的にできないと思いますし、また先ほどのご質問の5年生までということでございますが、昨年は、たまたま3年生がうまく行ったわけですけども、それ以上、5年生までやるととんでもない人数になってくるのではないかなあと、6校でですね。

入ってくる人数が、大体、次年度入る人数はわかってるんですが、1年生は。ただ、2年、3年、5年、6年まで、転出等があつて、それをやっていると非常に財政上問題があるというふうに私は考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

とてつもない数字になるというふうに言われておりますけれども、実際もう、この今年度で大体の目安はわかると思うんですよね。それで、私が聞いたところによりますと、小

中学校合わせまして6人ということを聞いております。

それで、弾力的なそういう運用だとか、研究指定等々をされまして、その人数も少し変わってくるかなと思いますけれども、そういうこととあわせまして、その点についてどんなふうに考えてるかということと、それから10月の基点で決めてしまうということは、余りにも無謀なことだと思います。やはり、2月なりということすべきだというふうに考えております。やっぱり子どもたちをいかに大事に教育するかという点では、そういうところまでの配慮が必要だと思います。財政的な運用については、また後で述べますけれども、その点についてどんなふうに思いますか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

議員の言われること非常にわかるんでございますけども、ただ、一応今教育委員会としては、10月、そして1月、最終的には2月なんですけども、県の場合には、入学式の日が本当言うと最終的な判断になるわけですよ、県は。ただ、そうなってくると非常に流動的で、我々も予想がつかない。例えば、3月になって、もう本当はしてあげたいわけです、我々も。教育委員会としては。気持ちは十分、そういうふうな気持ちはあるんでございますけども、先ほど言いました財政的な問題もあるだろうし、そういうことも考えながらやっていかないと、全部が全部6人も7名も入ってくるということになると、非常に大変な財政が要るんじゃないかというふうな考えも、私ら教育委員会としては持っています。ただ、子どもたちのためにはしてやりたいのは、本当はやまやまでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ぜひ、やっぱり2月時点、それにしても3月までは厳しいとは思いますが、やはり県の指導といいますか、そういうところを改善していくって、どんどん上げていくべきだというふうに思っております。

それで、後で子どもが減ったためにというようなことで、前回、本来なら3人ぐらい要るんだったけど1人しかだめだったということですけども、中間市の基金の運用もされてはどうかと思うんですけども、例えば、今基金は総額30億円ありますと。そのうちに、財政調整基金11億8,000万円、それから、子孫に残すふるさとづくり基金1億2,000万円、福祉対策基金1億7,500万円、こうしたものを使えというんじゃないやありませんけれども、弾力的に運用ができる内容だというふうに思います。そういうところを使って、もう市長の公約ですよ。もう3年生まで35人以下学級しましたよっていうことでね。

ならば、もう国のほうが、あと2学年増やすというんですから、5年生じゃなくても、

私は、中学生というのは、中学1年生というのは中1ギャップと言われてますけれど、本当に必要なところではないかというふうに思いますが、そういうところの運用も考えて、中学1年生を少人数学級の対象にすればどうかと思いますがどうでしょうか、その点につきまして。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

言われましたように非常にそういう声は出てきておりますが、我々としても、今後、そういうふうに検討させていただきたいと思います。

今、言われましたように、3年生までが、5年、6年に上がっていくということになると、非常に、先ほども申しましたような答えでございますけども、大変だなあというふうに考えております。本当はしてやりたいのはやまやまでございます。

○議長（井上 太一君）

いいですか。（「今、基金の話でございます」の声あり）松下市長。

○市長（松下 俊男君）

基金を弾力的に使ったらというそのお話でございます。30億のうち十一、二億、これは、もう先食いして、後で、早い話が穴埋めしたらどうかというそのお話だと思いますけども、そういうことでしょ、弾力的にというのは。使えばなしじゃないということですよ。（発言の声あり）

そしたら、私どもは30億しかないんですよ——しかないんですよ、基金は。それを、先にどんどん必要なときに食いつぶせと、それは言われるとおり、私どもは、きのう片岡議員の質問等々でありました。それは基金取り崩してどんどんやりますよ。その冷暖房5億かかりますよ。基金崩して、はいやりますよ。先生雇ってください。あつ、どんどんやりますよ。これは、あつという間に基金なんていうのはなくなりますよ。

それで今、少子化の中で、人口減の中で、景気がこういうふうな状況の中で、本当に、先行き不透明な中で、それなりの基金というのは、将来に備えて持っとかないかん基金なんですよ。そう軽々に基金を使ってっていうことは、私どもは大変難しいお話でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

しつこいようですけども、先生の人数、1、2年生は除いて、あと5年生、中学1年生するっていうのは何人要るんでしょうか。この数字で大体わかりますよね。何人先生が要るかというの。その点、もう一度、ちょっと。時間ありませんので、的確に早くお願いします。

○議長（井上 太一君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

10月1日現在で、小学校、中学校全部入れまして5名でございます。ただし、この数は変動しますので、まだ確定ではございませんが、現状では5名でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

5年生までして、あと中学1年生で5人。

○議長（井上 太一君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

これは全学年でございまして、中学校3年生まで入れて5名でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということは、何人かまだ減るってことですよね。はい。時間もありませんので、ぜひ市長の公約でありました小学校35人以下学級3学年、これもぜひ実践していただくということで、こうしましたら5年生まではできると思うんですよね。それを5年生までにするか、4年生までして、中学1年生にするか。そこら辺を十分調査して、精査して、何とか、中学1年生やっていただきたいと思いますと思いますが、再度どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、お話しありました財政的な問題等とも考えながら、思いは一緒なんです。教育長も私も議員も。少しでも教育環境というのはよくしたいという思いがございます。

しかしながら、中間市の現状の中で、今小学校3年生までは35人学級を確保してると。国のほうも少し見直そうということでやっておりますので、これは今中間市の現状の中でやれることは一生懸命やっていくということでご了承いただきたいなと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

随分、中間市、他の自治体聞きますと頑張ってるというのは聞いております。中学1年生を35人以下学級ということで実施していただきたいと思います。

最後に、教室の冷暖房につきまして、先ほど学校環境衛生基準では、冬は18度から

20度、夏は25度から28度ということで教育長のほうから答弁ありました。これを見ますと、もう全く、今年、近年の気温というのは本当に厳しい状況だと思いますが、こうした中で子どもたちが、やっぱり学力を向上させるという意味では、何とか手だてをしないといけないと思いますが、その点、もう一度確認したいと思います。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

議員の言われるように、本当に暑い教室の中で、子どもたちかわいそうだなあと、自分たちも考えております。ただ、言いましたように、今耐震等で予算が随分そちらに行って、エアコンをつけられる状況ではないと。近隣も調べましたところ、一部地域を除いて、まだそのような設備を、先ほどお答えいたしましたように設備がついておりません。

本当はつけてやりたいのはやまやまでございますが、ただ、私が古いと言われるかわかりませんが、たまたま今年はこれだけ暑かったと。来年はどうなるかわかりません。これは気象上の問題がありますけども、健康な体を、私の思いますには、体をつくるには、ある程度元気な子どもをつくっていくためには、非常に、今過保護になり過ぎてるんじゃないかなと思っております、私は。

ただ、非常に、高等学校等は今ついております。ただ、それはみんな生徒たちが自費といたしますか、リースによって、子どもたちが毎月お金を出して、その電気代からリース代も全部払ってるところでございます。高校のほうはですね。ただ、今さっき言ったような、先ほど設置すれば5億4,000万円かかるし、年間の電気代というのも、かなりの額に上がるんじゃないかというふうに予測はされます。

ただ、私としては、気持ちとしてはつけてあげたいけども、今耐震等でそれまで回らないという状況でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

保護者の方から、これまた切実な声が上がっております。ということで、体力のない小学校1年生、また高校受験を目前に控えてる中学3年生、教室、そういう教室は、何とか環境整備してあげたいというふうに思っておりますが、そういう声も、何とかしてほしいという声もたくさん寄せられておりますが、その点について、どうなんでしょうかね。

全部つけるのは厳しいと思いますが、それとあわせまして、図書館か会議室ということで、今はどちらかついてるということですが、やはり図書館も勉強する、受験を控えて、そういうことには本当に環境整備は必要だと思いますが、そのことについてどうでしょうか。図書館、それから小学校1年、中学3年ということでどうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

小島教育部長。

○教育部長（小島 一行君）

お答えいたします。現在につきましては、耐震工事を最優先でしておりまして、図書館——図書室だと思いますけれども、図書室含めて会議室ですか、どちらかに現在ついております。そちらのほうを利用させていただいてもいいかなというふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

いずれにしても、さっき言った小学校1年生、それから中学3年生、もうぜひ、耐震化も必要ですけれども、これを設置するという方向で何とか市長なりませんでしょうか。よろしく願います。中学3年生、小学校1年生。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、教育部長、教育長、お答えしたあたりでございますけども、今回、市民図書館、少し来年度扱いますし、その中で勉強できるような、そういうふうなスペースもたくさんとっておりますので、そういうようなものを利用しながら受験勉強なんかされたらという思いもございますし、図書室あたりも入ってるところもあろうかと思っております。そういうあたりを利用しながら。

また、今年は特別な暑さっていう部分もあるかもしれませんが、状況を見ながら対応させていただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

状況を見ながらということですが、やはり図書室とか、図書館で勉強するのと、授業というそういう環境とは全く違いますので、ぜひ、そういうところで考えていただきたいと思います。

それと、また少人数学級で一言言いたかったんですが、学校の先生の勤務状態が非常に異常な状態にあるということで、何人も先生が倒れられたりしておりますので、そういう意味でも、やっぱり少人数学級、先生の雇用を増やして、やっぱり先生の任務を少しでも軽くしてやるということでも必要かと思っておりますので、何とか少人数学級のほうもよろしく増やしていただきたいと思います。

これをもちまして一般質問終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛であります。質問通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、発達障害児における療育問題についてであります。発達障害を抱える子どもの行く末を考える母親や父親など、保護者の皆さん方の心痛はいかばかりかと思うわけですが、そうした方々にとって、「親子ひろばリンク」の存在は大きな支えになっています。幼い時期に、できるだけ早期に、その障害に応じた適切な医療的・福祉的及び教育的援助を行うことは、集団生活や社会生活に適応していく能力を身につけていく上で欠かせない、特に重要なものであると言われていています。中間市における療育状況についてお伺いをいたします。

次に、隣保館など、業務内容についてのお伺いをします。１９９７年、平成９年３月３１日をもって、国は同和対策事業特別措置法を終了しました。また次官通達で、１５事業については５年間継続をされましたが、基本的には終了という姿勢を貫きました。この中間市においても逆差別だと、市民の強い批判のもとで随分と改善をされたと思います。

しかしながら、隣保館、人権センターといった施設の中で従来 of 事業が行われている今日、それぞれの施設における業務内容について改めて市長にお伺いしまして、第１回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

初めに、療育支援センター「親子ひろばリンク」の発達障害児における療育問題についてお答えをいたします。

児童デイサービス事業でございます「親子ひろばリンク」は、当初、児童福祉法に基づく措置制度であったものが、平成１７年の法改正によりまして障害者自立支援法が適用される事業となりました。この事業は、療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童に対しまして、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うものでございます。

本市は、平成１３年６月に通谷の施設「レーベン２１」で、児童デイサービスの事業を開始し、その後、平成１６年３月に中鶴の旧ひまわり保育園に移転して事業を継続しておりますが、施設の老朽化に伴いまして、本年９月から現在の場所に新築移転したものでございます。

新築した施設では、療育を行うために必要な運動機能訓練室３４．７８平方メートルを２部屋、多目的の部屋１９．８７平方メートル、静養室９．９４平方メートル、相談室７．４６平方メートルをそれぞれ１室、そのほか事務室、談話スペース、多目的トイレ、脱衣室、シャワーコーナーを設けております。

運動機能訓練室には、バランス感覚を養うため、新たに揺れ遊具をつるためのパイプを天井に取り付けるとともに、平衡感覚を養うトランポリンを新規に購入し、滑り台は、施設の広さに合わせて遊具の改良を行ったところでございます。

本事業所は、管理者1人、サービス管理責任者1人、指導員及び保育士2人の4人体制で指導を行っております。

開所日は月曜日から金曜日までで、開所時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、サービス提供時間は、午前9時から午前12時までと、午後1時から午後5時までの2単位制で行っております。

利用定員は10人となっておりますが、平成21年度における1日当たりの平均利用者は6.8人でした。これにつきましては、療育を受ける児童の年齢がゼロ歳児から就学児までの低年齢者の児童が多く、療育を必要とする児童の把握については、保健センターや市内の各保育園といった関係機関との連携を図り、専門医療機関につなぐ努力を行いながら、適切な療育支援を行っておりますが、今後も関係機関との連携強化に努め、療育を必要とする児童のさらなる早期の発見に努め、指導及び訓練を行ってまいりたいと考えております。

次に、隣保館及び人権のまちづくりセンターについて、事業内容についてお答えをいたします。

中間市では、これまでも基本的人権の尊重は人類普遍の原理であり、我が国の憲法にうたわれております「すべての国民は法ものとしに平等である」との基本理念のもとに、市民一人一人が差別を許さず、基本的人権を尊重する地域社会の形成に向け人権施策を推進し、人権が侵害されないような総合的な対策を図ってまいったところでございます。

まず隣保館事業につきまして、本市では、昭和47年に隣保館を開館して以来、人権啓発のための住民交流の拠点として地域に密着したコミュニティセンターの役割を担っております。

当隣保館における具体的な事業といたしましては、市民の生活相談や教育相談、就職相談、土木施工管理士資格取得講座、親子の触れ合いを深める講演会などを行っております。

また、隣保館の運営費につきましては、現在、福岡県の補助対象となっており、隣保館運営費等補助金の交付を受けております。現在の隣保館は老朽化が進み、本年度から国の鉦害復旧事業の補助金を受け、現在建設中でございます。新しい人権センターが平成23年3月に完成しますことから、同年4月からは、新しい人権センターの中で隣保館事業は引き続き行ってまいります。

次に、人権のまちづくりセンターの事業内容についてでございますが、当センターでは、本市の人権政策及び男女共同参画に関する諸施策を行っております。事業の主なものとして、人権に係る啓発及び広報活動、人権問題に対する相談、人権擁護委員の推薦、住宅新築資金等貸付金の徴収、男女共同参画社会の推進及び企画立案、総合調整、女

性に関する相談業務等を行っております。

具体的には、平成16年度に策定し、本年に改定いたしました「中間市男女共同参画プラン及び同行動計画」、また今年度、新たに策定いたしました「中間市人権教育・啓発に関する基本計画及び同行動計画」に基づいて男女共同参画や人権に関するさまざまな施策を推進しているところでございます。

以上が、隣保館及び人権のまちづくりセンターにおけます事業内容の概要でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

発達障害児の養育を行う施設は県内26カ所あると言われてますが、その中で、公立施設が3カ所、そのうちの一つが中間市のこのリンクであります。発達障害児のこの支援法が平成16年制定をされて、いち早く、この中間市がこのような取り組みを行った市長のことを大きく評価するものであります。

そうした中で、次のようなちょっと質問を行いたいと思いますが、今答弁を聞きますと、午前9時から12時までと午後1時から5時までというように分けて行っているということですが、これはどういうことなのかお聞きしたい。

○議長（井上 太一君）

溝口福祉事務所長。

○福祉事務所長（溝口 悟君）

お答えいたします。子どもたちが、一応定数が10人になっております。それで、お母さん、お父さん、連れて来られますので、その時間帯に、それぞれ振り分けて療育を行っております関係上、2単位という形で現在行っております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、5名ぐらい、それから6名ぐらいのこういう発達障害児の方々が、午前と午後と分かれているということですね。私も、リンクに先日初めてお伺いしたわけですが、非常に新しい建物であるということもあつたんでしょうか。非常に採光もよくて部屋の中が非常に明るい。その中で子どもたちが、保育士さん、それから母親ですか、一諸になってゲームを通してでしょうか、本当に何ていうか、笑い声も出ながら、歓声を上げながら一緒に運動しているというような状況で、非常に子どもたちが楽しんでいるというか、本当にそこで楽しく過ごしているというさまが見受けられました。そういう意味では、今答弁の中にある療育という点が、非常に進んでいるんじゃないかなあという印象を受けました。

しかし、その中で1点感じたことがあります。一つは、このリンクを利用している方からお聞きしたんですけれども、この中で相談室が非常に狭いということを聞きまして、入ったとたんに圧迫感を感じる。特に、発達障害を抱える子どもたちにとって、これは過酷じゃないかというような意見を聞いたわけなんですけれども、そのことも一つの確認もしたかったので、リンクに行って見て参りました。確かに、もう四畳半ぐらいの狭いところで、机が置いてあって、そして指導される先生、こちらには、真向かいには親子が座る。そういう机、いすなどが置いてあるわけなんですけどね。暗いという感じを受けましたけれども、これは電気等をつければ、そこはもう明るくなるわけなんですけれども、しかし、いかんせん四畳半という狭い空間の中に、さらにそういう机などが置いてあると。しかも周りは壁ですからね、かなり圧迫感を感じるというのは、やっぱり否めないなあというふうに思います。

これはもう先ほども答弁ありましたが、9月に現在位置に移転をしたということで、本当にもうまだ何カ月しかたっていない中で、これをすぐさま改善せいというのはなかなか難しいことかなと思いますけれども、やはりこういう相談室なり、専門員の相談を受けるなりの、そういう部屋という、つくる際には、いろいろ職員の方も、いろんなところを視察もし、それから相談もされながらつくられたと思うんですが、やっぱりそういうところの相談室というところの専門家にいろいろ聞いてみる必要があるんじゃないかというのを私素人考えながら思ったところです。

ですから、何か、そのリンクの建物、施設そのものを当たるという際には、その辺を少し考えていってほしいなあというふうに考えますが、そういう点は、市長いかがでしょうか。この辺のところ、どう考えるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、当然、建設するときは、関係者の意見等々を取り入れながら、それに対応すべく設計等々やっております。そういう中で、この相談室が狭いという利用者からの声でございましょう。これは建てたばかりでございまして、今すぐどうのこうのということはちょっとできません。ただ、静養室あたり、ちょっと入れかえても、その相談室がそんなに暗ければ、圧迫感があれば静養室にもなりませんし、施設の中で、会議室等々でも使えるものがあれば、そのときは、そちらへ行っていただくとか、内部で適切に対応していかなければいけないのかなと感じたところでございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

実際、施設の案内なんかを見せていただいたら、その中で相談、親子と、それから専門医といいますか、指導医と相談されてる写真があるわけですが、それはやっぱり広いとこ

ろを利用されていると、そういう写真なんかもあるわけで、実際にそういうことをされてるなというふうには思います。

しかし、この施設、三つほど広い部屋が、それなりに広い部屋があるんですが、やっぱりそこそこに使用目的があって、そしてそれが児童ですか、利用されてる児童の療育の中身次第では、その三つがふさがることもあるのじゃないのかなと。そうしたときに、そういう相談日に当たってる際には、そういう相談室を使わざるを得ない、そういう状況にもあるのかなというふうにも思います。

今、市長が言われたように、そういう差しさわりのない、支障のないときには、そういう広いところを恐らく使ってるなということは十分察しがつくわけですけども、将来的に、当たるときには、やっぱりその相談室を優先的にぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それともう一つ感じたのは、施設長さんは、正規の職員です。保育士さん3名おられましたけども、聞きますと嘱託職員ということなんですね。私は、この発達障害児という普通の保育園と違って、非常に問題を抱えた子どもさんたちを、本当に集団生活、また社会生活に、そこになじんでいくような、そういう機能訓練も含め、やられていくというのは、それなりの専門的な知識なり、またものを持っていかないと、そういう子どもたちを療育するという、そういう機能も果たしていかないといけないということですね。

ですから、年間に何回かは、そういう保育士さんたちは、自分たちの能力アップ、そういうことも含めたさまざまな研修なんかに出かけてるということも聞きました。ですから、こういう非常に子どもたちにとって非常に重要な時期ですね。しかも、早期にこういう訓練をきちっとさせるということが大事だと言われてるそういう中で、一生懸命働いておられる。また本当に誇りを持って、自分の仕事に対して持っておられて頑張っている保育士さんたちをこのまま、何ていうのかな、保育士さんたちの、そういうやる気に行政が甘えていいのかと。やっぱりこういうところには、きちんとした正規の職員としてのものを行政の側としてはそろえていってやらなきゃいかんのではないかと、こういうふうに思うんですが。

先ほども、青木議員の質問にも、さまざまに財政的なゆとりがないとか、いろいろこう言われていましたけども、事、子どものことに関しての問題について、本当にそういう財政的な問題だけで、こういうことがおろそかになっているというふうには端的には言えませんが、しかし、少なくとも、そういう姿勢は、市としてきちんととるべきじゃないかというふうに思うんですが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど、公設しているところは三つしかない。これは多分補助金ついてない、単費か

何かで建てたと思います。リンクは、（「そうです、はい」の声あり）リンクね。だから、私どもは、これは単費で建てとるんですよ。親子ひろばリンクは。だから、この正規な職員雇わんけん、そういうふうなことに對してということじゃなくて、そのもの自体を私どもはちゃんとやって、制度自体をちゃんとやっとするわけなんですよ。それも単費使ってですな。

だから、そういう中で職員化しないから、その甘えとりやせんかとか、そういうことじゃなくて、それは嘱託職員、そこだけじゃないんですよ。病院もおられますよ。病院の看護師さんもおられますよ。看護師さんも。それと保育園、保育士の方も嘱託でみんな頑張ってもらってますよ。だから、決して、そういうふうな私ども甘えたということじゃなくて、頑張っとなるあという感謝の気持ちありますけど、この「親子ひろばリンク」の方を正職化というのは、今のところ、私は考えておりません。

また、そういう専門的な知識なり、技能を持ってある方だから、私どもは嘱託にしてるという部分もございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

これは今日の経済状況というか、そういう中で考えられて、またそういうことを言われていることだと思うんです。これが、いわゆる日本の経済状況がいいとき、そういう発想があったのかといったら、ないわけですよ。本来は、もう正規の職員として雇用していくというのが当たり前のことだったんですよ。

ところが今日、派遣社員だの、何ていうんですか、下請、孫請、そうしたこの状況の中で、どんどんどんどん働く人の条件が切り下げられていってる。これが今日ある。その中で、もとでの今の嘱託であり、臨時であるというふうに思うんですね。

そのことが結局今何をもたらしてるのかと。国民の購買力をどんどん失わせていく。これは先ほども人勧の措置でね、市長初め職員の皆さん方の給料を引き下げていく。ボーナスも引き下げていく。こういう措置がとられてきたわけですが、このことは、結局は、先ほども言いましたように、国民、我々の購買力を失わせて、そして経済の深刻な打撃を改善し切ってない。確かに、こう一部の企業はもうけているでしょう。実際言われております。内部留保なんて数兆円あるというふうに言われてるわけですから。それが国民に回ってきていないと。

そういう状況の中で、いわゆる行政として、民間企業と同じような感覚でやっていいのか。これは私はやっぱり行政としてとるべき姿やないなというふうに思うんです。これは、今市長に問うても同じようなことしか返ってこないわけで、これまでもやってきたわけですが、しかし、基本的にはやっぱりそういうもんだということを、しっかり我々はやっぱり認識しとかないかんと思うんですよ。

だから、正規の職員と、それから嘱託職員、臨時の職員といったら、随分と年間の所得が違って来るわけですよ。これは、結局何に響いてくるとかと、年金にもか。いわゆる今働いて、我々老後の問題にもかかわってくるわけです。そういうものを見越した上で、我々は、やっぱりきちんと処置をしていかないけんのではないかというふうに思います。

次に、今の隣保館事業、それから人権まちづくりセンターの問題に入ります。

今、この問題、答弁をお聞きしますと、隣保館、それから人権のまちづくりセンター、両施設とも、市民の生活相談だとか、就職相談だとかいったような業務が主なものとなっていますが、これは到底納得できるものではありません。なぜならば、隣保館、人権のまちづくりセンター、両方とも同じようなことをやってる。これはどう考えてもおかしいというふうに言わざるを得ないんです。

それでお聞きしますが、21年度のそれぞれの施設における生活相談なり、就職相談なり、そうした件数、人数などがわかればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

白尾市民部長。

○市民部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。相談件数でございますけども、今、就職相談につきましては、ハローワークから週に2回、隣保館と人権センターにそれぞれ来ていただいております。

それで、隣保館のほうは水曜日に来ていただいているわけでございますけども、1回当たり2名から3名の平均的な相談者がおられます。また、人権センターで行っているのは月曜日でございますけども、1回当たり1名程度というふうに、数値的にはそういうものでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、就職相談については今お聞きしましたが、生活相談、そうしたものについてはわかっておりますか。

○議長（井上 太一君）

白尾市民部長。

○市民部長（白尾 啓介君）

生活相談につきましては、具体的な相談件数は把握しておりませんが、やはりこれは1件参りますと、非常に時間を要する相談内容になると思われますので、件数よりもやっぱり中身の重い相談内容ではないかと考えております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

隣保館には正規の職員が２名おられる。それから人権まちづくりセンターについては、１名の嘱託職員がおられるということなんです。今聞きますと、就職相談も週２回、それぞれ１回ずつですね。２名から３名ということです。それから生活相談については、それぞれあるんだけど、よくその件数についてはつかまれていないということなんです。いずれにしても、市の職員がこうした相談なり、かかわって、携わってるわけです。１年間、何十日の、何百日のその勤務状況かというのは、ちょっと私もわかりませんけどもね。その中で、週に一度、２名から３名、それから、隣保館につきましてはですよ。それから生活相談も何名かおられるだろうということなんです。もちろん、すぐ解決する生活相談もあれば、なかなか内容が複雑で難しい問題もあって、やっぱりこう時間がかかる、そういう相談もあるだろうというふうには思いますけれども、２名の職員が、また人権センターには１名の嘱託職員が、毎日ずうっと詰めておって、これだけの仕事しかないのか。こう言ったらちょっと語弊がありますけども、しかし、業務の内容からいって、これだけの人員措置が必要かということです。

それともう一つお聞きしたいのが、今隣保館なり、この人権のまちづくりセンターでも相談に来られる方、これはいわゆる我々一般、市民の皆さん方がここに来られてるのか。それとも従来から言われている、いわゆる地区の人たちだけなのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（井上 太一君）

白尾市民部長。

○市民部長（白尾 啓介君）

お答えします。就職相談、生活相談、ともに実態とすれば、地区の住民の方が相談に来られています。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

生活相談、就職相談、これはもう何も地区の人々だけではないですよ。かなりの人々が、今日の状況の中で職を失い、そして派遣労働者として働いて、非常に厳しい生活を強いられる。家のローンも払えなくて、その家から出て行かざるを得ないと。こういう事態もかなりあちこちで見受けられます。

こういう状況の中で、隣保館、人権のまちづくりセンターの中では、こういう地区の人々のみしか、ここに相談に来てない。しかも、この中身を見ますと、従来からある運動団体がそれぞれのところで、そういう業務をやられてるということなんです。これはち

よって問題ありはしないか。地区の人、一般的に言われるのは。両方の運動団体に限らず、同じ地域に住んでおられる方々だろうと思うんですよ。それが両方の二つの運動団体それぞれに事務所を持ち、事務所を持ちというふうに言っていいのかどうか。従来はそうでしたから。今日、市の職員として二人おられる。それから嘱託職員としておられる。それぞれがそれぞれの運動団体の方々が来て、その職員がそれに携わっているということについて、一体どれだけのこの予算がここに使われてるのか。今、財政的に厳しい厳しい言われながら、こういうところには、何ら改善が認められないじゃないかというふうに市民から指摘されても、これ何も言えないんじゃないかなあというふうに思うんです。

市長、この二つの団体が、これそれぞれにこういう事業、業務をやられてる。そして、その業務の内容から見て、人数が3名も、両方合わせてですね、措置をされてるということについていかがお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今度、新しく人権センター建てるようにいたしております。これは、今隣保館、人権センター二つになっておりますけどもが、1カ所に、1カ所というか、一つにまとまっていたくようにしておりますし、その中に男女共同参画課あたりも入っていただこうと。まさに人権のセンターということで位置づけております。

地域の方に限らず広く中間市民の方がそこを大いに利用して、人権が本当に守られていくような社会ができればと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

来年、今こう隣保館、新しく新築をされていると。そして、そのことは来年4月から開設をすると。新しく移って一本化するというふうなことを聞きました。

そうしますと、今ある二つの運動団体がそのまま分かれた状況で、いろんな相談とかいうものについてあるということについては、これは改善されるでしょうね。

○議長（井上 太一君）

白尾市民部長。

○市民部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。ちょっと初めに、隣保館の事業内容でございますけども、相談事業だけではございませんで、それ以外にも啓発事業とか、交流事業とか行っておりますので、そういう事業があるということをご理解していただきたいと思います。

それから、新しくできます人権センターでございますけども、これは、隣保館と現在の人権センターとが一つの施設に入ることになります。これまで別々に実施しておりました

類似の事業がございますので、この辺は可能なものについて共同実施する等によって、より効果的な事業展開ができるものと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

隣保館、新築されることによって、人権センターがそこに移動していく。そして一本化されるということで、かなり改善もされるんじゃないかという期待はしますけれども、しかし少なくとも、両運動団体が、そのままそこに居座って、そして、それぞれが同じような業務を行うということについては、やっぱり改善されていかないかんんじゃないかと。

私は、中間だけ見ても、なかなかこれどうしていいかわからないということもあるだろうと思うんで、福岡県の粕屋町というところに行ってまいりました。ここは、こういう隣保館事業と言われる中間で行っているような事業は全くありません。ましてや、その当初から、自分たちはこういう同和対策事業と言われているものについては、一切受けていないと。つまり、そこは、地区だと言われてるところはあるのはあるんだけど、どこがその、どの団体何名いるとか、地区の人たちが何人いるとか、そういうことは全くわからないと。そういう施策をやってきてないからですね。だから、今中間でこうして起こってる問題については、そこでは全く皆無なんです。

隣保館事業、これは国の施策の一つですから、国から県に、県から地方自治体に来てるわけですね。その粕屋町においては、隣保館事業なんて、隣保館という名前そのものが無いんです。名前を変えて文化センターというふうな形になっています。そして、隣保事業というのも条例があります。隣保館条例で。あるんですが、その条例の中身を見ますと人権の「人」の字もないんです。全く、一般の市民の皆さんと同じように利用をされてるし、また、そういう何ですか、あそこは地区だと言われてるところに、もう混住がもうどんどん進んで、だれがどうなのかというのは、もうわからないという状況になってる。既にそこでは、最終的に国が目指す融和政策というのがとられていってるということなんです。ここでは、差別事象なんていうのは、もう全く頭から考えられてないし、そういう事件も起きてはないと。これが本来の同和対策事業じゃないでしょうか。

だから、中間においても、いつまでも行政の側が差別があるというふうな視点から問題を見ていくと、ますますいわゆる何というか、中間市民の中に差別感の問題が解決していかないというふうに私は思います。

そこで一つお聞きしたのが、いわゆる特権的な施策を受ければ受けるほど、市民からあそこ地区はという形で差別感情がいつまでも残ると、こういうふうに言われてました。それから、この部落解放同盟の前身であります水平社運動というのが戦前起こっております。これが発展して部落解放運動になっていったわけですが、その水平社運動の創始

者のうちの一人の方が、当時、存命されていて、その粕屋町に来て講演をされてる。その中でそういう言葉を言われたというんですよ。いつまでも特権的な施策を受けてる間、そういう差別感はなくならないということ。そして、そういう運動は間違いだと。水平社運動というのは差別をなくす。そして今後も起こさない。そのことによって特別な施策を受けるという、そういう運動ではないんだというふうに言われてるんです。これが、やっぱり中間市においても生かされていかないけんのやないかというふうに思います。

そのことを申し上げて、私の一般質問終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成について質問いたします。

子宮頸がんワクチンについては、ご存じのように、3月議会で中尾議員が、6月議会で私が一般質問で公費助成を求めてきました。9月議会では、草場議員が子宮頸がんの意見書を提出、議員の皆様のご協力により、全会一致で可決し、国に送付しております。

この子宮頸がんワクチンは、神奈川県平塚市の公明党議員が医師から相談を受けたことから始まり、ワクチンの承認から助成に至るまで、地方議員と国会議員の連携により、公明党としてこれまで強力に推進してまいりました。現在、独自で公費助成に踏み切った自治体は約300と伺っております。

また、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンは、細菌性髄膜炎を予防するためのワクチンです。昨年12月議会において、公費助成と定期接種を求める意見書を共同提案で採択していただきましたので、ご存じの方もおられると思いますが少し説明させていただきます。

細菌性髄膜炎は、ワクチンの定期接種をしている多くの国では、既に過去の病気となっているそうです。一方、我が国では、年間1,000人近くの子どもが発症しており、罹患者の約5%が死亡、約25%に手足の麻痺や発達の遅れ、難聴、てんかんなどの後遺症が見られるなど、いまだに恐ろしい病であり、また耐性菌の発生により、抗生物質が効きづらいケースが増え、深刻化している状態です。

原因となる菌にはさまざまありますが、60%以上がヒブ、約30%が肺炎球菌であることから、この2種類のワクチンによる細菌性髄膜炎の予防効果は90%以上と言えます。

近年、相次いで国の認可があり、子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの予防接種がようやく受けられるようになりました。しかし、接種料金は、子宮頸がんは約5万円、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンがそれぞれ3万円と高額であることから、経済的な理由で接種を控える方もおられます。中間市の市民の元気を守るワクチン行政について市

長の見解をお伺いします。

続きまして、子ども・若者総合サポートシステムの構築について質問いたします。

ニート、引きこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子ども、若者の抱える問題の深刻化を背景に、「子ども・若者育成支援推進法」が昨年7月に成立し、本年4月より施行されました。

この法律は、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があることから、横断的なネットワークの整備による支援体制の強化で、総合的な子ども・若者育成支援の施策を推進することを目的としています。

一人一人の子ども・若者が健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを基本理念に掲げております。

基幹産業が乏しい本市にとって、子どもたちは未来を切り開く大切な財産です。本市の子どもたちが、乳幼児期から就労・自立に至るまで、個人に応じた適切な支援を受けられるようにするため、各関係機関の連携による支援体制の構築が必要と考えます。教育委員会とこどもと福祉の課の連携はどのようにとられているのかをお伺いします。

以上、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成についてお答えをいたします。

まず子宮頸がんにつきましては、我が国では、年間約1万5,000人の女性が罹患し、約2,500人の方が亡くなられておられます。特に、30代では女性のがんの第1位を占めております。このワクチンは、昨年10月に厚生労働省から認可をされ、任意での接種が可能になりました。

子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの原因として最も多いとされております16型と18型ウイルスに対する抗体をつくることで感染を防ぐワクチンでございます。ワクチンは、既に感染しているウイルスを排除したり、がん細胞を治したりする効果はなく、あくまでも接種後のウイルス感染を防ぐものでございます。

また、ワクチン接種で防げるがんは、最大でも70%とされ、検診による早期発見が不可欠であり、検診受診率を高めていくことが重要であると考えております。現在、実施しております女性特有のがん検診推進事業につきましても、引き続き、検診率向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきまして申し上げますと、乳幼児の細菌性髄膜炎による患者数は全国で年間600人以上と言われ、5歳になるまで2,000人

に一人の乳幼児が髄膜炎にかかっていると言われております。

細菌性髄膜炎とは、細菌が血液に侵入して血液から髄膜に侵入することで髄膜炎を起こすものでございます。その原因となる細菌といたしましては、インフルエンザ菌や肺炎球菌などがあり、特に免疫力の弱い乳幼児や高齢者が肺炎球菌による感染症にかかりやすいと言われております。

このワクチンも認可され、任意接種が可能になったわけですが、接種する場合は、生後2カ月から6カ月までに3週から8週間隔で3回、その1年後に1回の計4回の接種が有効だと言われております。

これらの予防ワクチンの接種につきましては、1回当たりの接種費用が、子宮頸がんワクチンにあつては約1万6,000円、ヒブワクチンにあつては約9,000円、小児用肺炎球菌にあつては約1万1,000円と高額であり、さらに自由診療のため保険が適用されず、全額自己負担となっております。

このような状況を踏まえ、予防ワクチンの任意接種促進に関する今後の進め方や、どのような方策が効果的であるかを国や県の動向も含め、総合的に検討してまいりました。その結果、女性の健康維持及び増進を図ること、また乳幼児の細菌性髄膜炎の発症及び重症化を防ぎ子育て支援の充実を図ることを目的とし、以上のワクチン接種の全額助成を平成23年度から実施したいと考えております。

その内容でございますが、子宮頸がんワクチンにつきましては、中学1年生から高校1年生の女子約750人を対象に、1人当たり3回の予防接種を実施いたします。ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、ゼロ歳から4歳の男女の乳幼児、約1,600人を対象に予防接種を実施いたします。

この事業の実施・普及に当たりましては、保護者の理解が重要であると考えております。事前に、保護者に対しまして、予防ワクチンの効果などについて医師会等の協力を得てチラシを配布するなど、広く市民に理解を求める啓発活動が必要であると考えております。今後は、この事業を円滑に実施することができるよう遠賀・中間医師会や遠賀中間健康対策協議会と協議をしてまいりたいと思っております。

次に、子ども・若者総合サポートシステムの構築についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目のない個人に応じた支援が可能となる関係機関の連携に基づく支援体制の構築は、国においても重要な課題とされており、本年4月に、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されております。

特に、義務教育課程における不登校、引きこもりなどの一時的な問題だけではなく、ニートと呼ばれる若年無業者の増加は、家庭や地域とのコミュニケーションの欠如だけではなく、円滑な社会生活に支障が生じております。

このような状況の中、国では、「子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業」を平成22年度から着手をし、1県15市を対象にして、地域における若者支援体制の整備

における関係機関のネットワーク化や人材育成のモデル事業を実施いたしております。

本市の従来からの取り組みといたしましては、不登校等要保護児童の現状や実態について、市内小中学校長や生徒指導教諭、養護教諭等関係者との情報交換を行い、「中間市はばたけ・子どもネットワーク連絡協議会」との連携をとりながら、共通の認識を持って、効果的で適切な対応に努めるとともに指導助言を行っております。

さらには、今年度から家庭児童相談２係では、虐待を受けている児童を初めとする要保護児童の早期発見、早期対応と家庭における適正な児童養育、その他、家庭児童福祉の向上を図るため教育委員会等との情報交換を行い、本年１１月現在まで、未就園児１４３名、１３０世帯に対し家庭訪問調査を行い、子育ての悩みや相談に応じるとともに、子育ての情報の提供・助言を行いながら要保護児童の早期発見に努めております。

学校教育に係る部分につきましては、教育長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

教育委員会からお答えいたします。

学校教育においては、各学校、不登校、いじめ等問題行動の事案の対応については、学級担任、学年主任が、日々家庭訪問等を行うのはもちろん、管理職を中心に生徒指導部、児童生徒支援教員、補導、養護教諭、担任等が連携し組織的に取り組んでいるところでございます。

また、市の教育委員会の児童生徒指導員と、こどもと福祉の課の家庭児童相談員とが連携し、市内１０校を定期的に訪問し、配慮の必要な児童生徒の実態を把握し適切な指導を行っているところでございます。

特に、不登校生徒の支援として設置されている適応指導教室では、対象生徒について教育委員会と学校ときめ細かい連携をとりながら学校復帰を図っており、年々成果を上げているところでございます。

また、保育園、幼稚園、小学校の連携も市内１０校を初め、きめ細かく行われておりますが、特に「ほくほく夢ネット事業」に取り組んでいる北中学校区では、徹底して一人の子どもを９年から１０数年切れ目なく見守っていく態勢を整える取り組みが行われているところでございます。

さらに、中間市少年相談センターでは、悩みや心配事を持つ青少年や、その保護者の面接相談や電話相談業務を行っております。平成２１年度の相談件数は、面接相談１１３件、電話相談３９件となっております。親子の人間関係や学業進路などが主な相談内容となっておりますが、不登校に関する相談も受けております。これらの相談を受けた際には、関係機関や団体との連携を緊密にしながら解決を目指しているところでございます。また、青少年の健全育成と家族の人間関係をよくするため、毎週木曜日に親学講座を開催してお

ります。

子ども・若者総合サポートシステムの構築は、国を挙げての取り組みであります。同時に将来の中間市を支える若者たちを支援するものでもございます。

今後、市長部局と教育委員会で連携を密にし、課題解決に即した機能的組織構築を検討してまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

ご答弁ありがとうございました。ワクチンの全額助成に関しては、やはり中間市内の若者や子どもたちの命をしっかりと市長のほうに深く受けとめて取り組んでくださったということで感謝しております。

それでは、続きまして、子ども・若者サポートシステムの構築についての再質問に移ります。昨日、中家議員から、中間市の失業率の高さについての指摘がありました。東洋経済に掲載された資料によると、完全失業率は１０．１％、若年層失業率は１５．９％となっております。ここでの若年層とは１５歳から２９歳のことを指しておりますが、人口に当てはめると何人になるのでしょうか。完全失業者数と若年層の失業者数をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

小島教育部長。

○教育部長（小島 一行君）

お答えいたします。今年１０月に５年に一度の国勢調査が行われましたけれども、まだこのデータ公表はされておきませんので、平成１７年度の国勢調査の資料によりお答えしたいと思います。

中間市の１５歳から２９歳までの労働力、人口総数は４，４８０人、そのうち若年完全失業者ですが、こちらは７１３人で、失業率は１５．９％となっております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

もう一つ伺っていましたが、完全失業者数は何人かわかりますか。

○議長（井上 太一君）

小島教育部長。

○教育部長（小島 一行君）

中間市の完全失業者数は２，１７０人でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

完全失業者数は２，１７０名で、若年層に関しては７１３名ということで、本市の失業者の驚くべきことに３分の１が３０歳未満の若者が占めているということが、これでわかります。

本市の若年層の失業率は、国・県と比較すると、どの程度なのか、国・県の失業率をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

はい。ちょっと待って、それは小島部長が答えるの。どっち。教育問題なの、これは、失業者数とかいうのは。（発言の声あり）そうやろ。松尾総合まちづくり課長。

○総合まちづくり課長（松尾 壮吾君）

お答えいたします。全国、国では完全失業率は９．７％でございます。福岡県におきましては１１．９％でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

国が９．７％で、県が１１．９％ということは、本市は国よりも６．２ポイント、県よりも４ポイント失業率が高いということになります。ちなみに、先ほど小島部長のほうも言われてましたけども、この数値は、東洋経済のデータにあわせて平成１７年の、その５年前の国勢調査に基づいて出していただきましたので、現在の経済状況から見て、本年の国勢調査の結果は、もっと厳しいものが推測できるのではないかと考えております。

これは、本市の若者の状況を示す一つの数値でしかありませんが、経済的に自立できない若者の増加は、自主財源の乏しい本市の財政状況にも影響する見逃すことのできない重大な問題と考えますが、市長はどのようにお考えですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そのとおりだと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

それでは、もう一つ数値のことをお伺いします。文部科学省の学校基本調査によると、我が国の高校進学率は９８％で、中学校卒業後、進学も就職もしていない人が１万７，０００人、大学進学率は５４．４％で、高校を卒業後、進学も就職もしない人が６万人もいるとのデータが出ております。国と本市の状況はどのようになっているか、数値をお

聞かせください。

○議長（井上 太一君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

国、県のほうはわかりませんが、本市で、中学校卒業で、いわゆる無職の状態にある生徒が13名、昨年度おります。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

教育委員会よりいただいた資料によりますと、高校進学率は95.8%で、国よりも2.2ポイント、県よりも0.9ポイント、中間市は低いことがわかります。

大学進学率は45.5%で、国よりも8.5ポイント、県よりも7.4ポイント低いという実態で、先ほど深見先生がおっしゃいましたように、中学卒業後、進学も就職もしない中間市の子どもは13人で、高校卒業後、進学も就職もしていない子どもたちは24人というふうに県のデータでは出ております。この子たちについて、教育委員会として把握しているのか。また、高校中退者についての把握は教育委員会としてできているのかお伺いします。

○議長（井上 太一君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

お答えいたします。中退者等の確認は、教育委員会ではできておりません。これにつきまして、各中学校と高校の、いわゆる中高連絡会の中で該当生徒についての確認はしておるところでございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

このような実態で、生まれてから小学校入学までは、こどもと福祉の課が主に所管をし、小学校、中学校の間は、教育委員会が主に所管をし、中学校卒業後の子どもたちの支援についての所管は明確になっておらず、その後は、家族、本人の努力にゆだねられているということになります。

このような現状をどのように感じますでしょうか、教育長にお伺いします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

お答えいたします。今、言われましたように、幼稚園まで、それから小学校、中学校、

高等学校と、非常に我々としても、大学、就職までするまで、教育委員会として面倒見てれば本当にいいでしょうけども、なかなかそれまでには行かないと私は思っております。現実的にですね、行かないと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

教育長にしてはちょっと冷たい言葉かなというふうに受けとめましたけども、保護者が、今までは家庭にゆだねられてたと思いますけども、その家庭がもう健全じゃない場合が多くございます。保護者が、子どもを十分に支えられないときは、社会で支援してあげなければ子どもたちを自立に導くことはできません。

これまでも、先ほどお話がありましたように、保健センター、子育て支援センター、家庭児童相談室、少年相談センター、小中学校と、それぞれが時には連携しながら子どもに対する支援事業を懸命に行ってきたことは、私も理解しているつもりです。が、今現在、どのような支援が行われているのか。関係各位が一堂に会して、全庁的に見直し、連携による支援のさらなる強化が必要ではないかと考えます。

市長におかれましては、本年３月に策定しました中間市次世代育成支援行動計画の中で、「地域の和による子育て・子育てを支えるまち なかま」を掲げ、家庭や地域、学校、企業、行政が一体となった取り組みを推進していくこととしておりますとごあいさつに書かれてありました。

また、基本項目４章の２、「社会の一員として自立できる資質を養うために」のページの末尾には、「地域社会全体の取り組みとして、関係機関が密接に連携して総合的に支援できるよう、その体制を検討する必要があります」と説かれています。あいまいな表現ですが、中間市として、子どもたちの自立に向けた総合的な支援体制の構築をするという決意と受けとめてもよろしいでしょうか、市長に伺います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われるとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。本年の夏に、私は新潟県三条市に視察に行かせていただきました。ここは多分モデル事業でしてると思うんですけども、子ども・若者という三条市民に必要なサポート体制をつくるのは三条市の責任だという理念に立ち、「子ども・若者総合サポートシステム」に沿った支援を始めておりました。これは２年前からしております。

縦割り行政の弊害をなくすために、民生部の子育て支援課を教育委員会の組織内に置き、義務教育と子育て支援の連携を図っています。資料を教育部長とこどもと福祉の課の課長にお渡ししましたので、今後の参考にさせていただけたらと思います。

昨日、安田議員が、「人を真ん中に置いた行政を」と訴えておられましたが、これは私も同感です。何度も申しますが、人こそが本市の財産です。人をいかに育てていくかが中間市の将来にかかっていると言っても過言ではありません。

市長を初め、執行部の皆様は、中間市のあすをつくっているのだとの誇りを胸に、中間市民の元気な未来を切り開くための行政運営をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午前11時45分休憩

.....

午前11時54分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第2. 第48号議案

日程第3. 第49号議案

日程第4. 第50号議案

日程第5. 第51号議案

日程第6. 第52号議案

○議長（井上 太一君）

これより、日程第2、第48号議案から、日程第6、第52号議案までの平成22年度各会計補正予算5件を一括議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度各会計補正予算5件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

.....

日程第7. 第57号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第7、第57号議案中間市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第57号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより第57号議案中間市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第53号議案

日程第9. 第56号議案

○議長(井上 太一君)

次に、日程第8、第53号議案及び日程第9、第56号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により所管の市民文教委員会に付託いたします。

日程第10. 第58号議案

日程第11. 第59号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、第58号議案及び日程第11、第59号議案の条例2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。下川俊秀君。

○議員（18番 下川 俊秀君）

第58号議案中間市農産物直売所設置及び管理に関する条例について質疑いたします。

この条例の8条の中に、使用者の使用料金についてありますが、これは農産物については20%、加工品については30%、売り上げに対してから。それと、魚肉については、対面販売であるから、売り上げた15%ということで、これは上限ということを知っております。これは、実際には、農産物については15%、加工物については20%の使用料を取るということを知っておりますが、それから、今回のこの直売所ですね、さくらの里直売所には、家賃はかからないわけでありまして、これに例えば、備品についても、1,000万円ぐらいの公費をかけて、すべて備品についても、これ無償で提供すると聞いております。

これは、使用料を下げることによって、納めてる業者の方は品物を安く提供して、市民の消費者に安くものを売ることができるわけですけど、ちなみにJAなかまの直売所は、パートの女性2名で、毎日20万から30万円の売り上げを上げとるらしいです。

この今回の条例制定に関しては、組合を存続させるのが目的なのか。直売所を、存続させることが目的なのか。これは直売所を、例えば存続できなかつたら組合は必要ないわけですね。これを考えたときに、当然、例えば使用料を下げることによって商品を納める人も安く商品を提供できるし、結果、さくらの里の、直売所も継続して運営ができるわけですけど、これは、ここにありますように、結局使用料を、最終的に例えば、この16条の2項にありますように、市長の了解を得て、そして使用料をこれは決定するとありますけど、これについて、直売所の運営形態を今後どのように運営やっていくのかということの検討をしてもらうということと、それと使用料の軽減を図ることを、再度、審議してもらうことを提言して私の意見といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております条例2件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第12. 第60号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第12、第60号議案（仮称）交流センター新築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第60号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の建設上下水道委員会に付託いたします。

日程第13. 第61号議案

日程第14. 第62号議案

日程第15. 第63号議案

日程第16. 第64号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、第61号議案から日程第16、第64号議案までの公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第61号議案から第64号議案までの議案4件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第17. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において安田明美さん及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後0時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 安 田 明 美

議 員 片 岡 誠 二